**平成27年度税制改正　相続税・贈与税関係のポイント　　　 税務通信3344号**

**住宅取得等資金特例の拡充や結婚・子育て資金の非課税措置を創設**

平成27年1月1日から相続税では基礎控除額の引下げや最高税率の引上げが行われ，贈与税では税率構造が変更するほか，相続時精算課税の適用対象が拡大している。

平成27年度税制改正大綱では，相続税・贈与税について，高齢者層から若年層への資産の早期移転を通じた住宅市場の活性化を目的に住宅取得等資金の贈与税の非課税措置を拡充等するほか，少子高齢化の進展・人口減少への対応として，結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置が創設されることとなった。

**1.住宅取得等資金の贈与税の非課税措置の拡充・延長**

平成26年12月31日までの間に父母や祖父母など直系尊属からの贈与で，居住用家屋の新築・取得・増改築等用の資金「住宅取得等資金」を取得した場合で，一定の要件を満たすときは，一定額について，贈与税が非課税となる。

住宅市場の活性化のため，平成27年度税制改正大綱では，平成31年6月末まで適用期限を延長・拡充する。また，平成28年9月までにこの非課税措置を適用した場合でも，「消費税率10％適用者」枠で再度適用することができることとしている。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区 分 | 消費税率10％適用者※１ | | それ以外の者※２ | |
| 対象期間 | 耐震・エコ・バリアフリー住宅※３ | 一般住宅 | 耐震・エコ・バリアフリー住宅※３ | 一般住宅 |
| 平成26年 |  | | 1,000万円 | 500万円 |
| 平成27年 | 1,500万円 | 1,000万円 |
| 平成28年１月～９月 | 1,200万円 | 700万円 |
| 平成28年10月～29年９月 | 3,000万円 | 2,500万円 | 1,200万円 | 700万円 |
| 平成29年10月～30年９月 | 1,500万円 | 1,000万円 | 1,000万円 | 500万円 |
| 平成30年10月～31年６月 | 1,200万円 | 700万円 | 800万円 | 300万円 |

|  |  |
| --- | --- |
| ※１ | 消費税率10％で住宅購入を契約した者 |
| ※２ | 消費税率８％で住宅購入を契約した者，個人間による売買で中古住宅購入を契約した者 |
| ※３ | 耐震住宅：耐震等級２以上または免震建築物に該当する住宅  　エコ住宅：省エネ等級４または一次エネルギー消費量等級４以上（27年～）の住宅  　バリアフリー住宅（27年～）：高齢者等配慮対策等級３以上の住宅 |

**2.結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税非課税措置の創設**

祖父母や両親の資産を早期に移転することを通じて，子や孫の結婚・出産・育児を後押しするため，これらに要する資金の一括贈与に係る非課税措置を創設。

|  |  |
| --- | --- |
| 受贈者 | 20歳以上50歳未満 |
| 贈与者 | 直系尊属（受贈者の親・祖父母） |
| 金銭等の拠出先 | 金融機関の受贈者名義の口座 |
| 金銭等の使用目的 | 受贈者の結婚・子育て資金 |
| 非課税限度額 | 受贈者１人毎に1,000万円。結婚関係の支出分は300万円まで |
| 結婚・子育て資金 | 挙式費用・新居の住居費・引越費用・不妊治療費・出産費用・産後ケア費用・子の医療費・子の保育費 |
| 拠出期限 | 平成27年４月１日から平成31年３月31日までの間の拠出 |
| 申告方法 | 受贈者がこの非課税措置の適用に係る申告書を金融機関に提出（金融機関が納税地の所轄税務署長に提出） |
| 拠出の確認 | 受贈者が結婚・子育て資金用の支出を証する書類を金融機関に提出 |
| 口座に係る契約終了 | ①受贈者が50歳に達した場合，②受贈者が死亡した場合，③信託財産等の価額が零となった場合において終了の合意があったとき |
| 契約終了時の残額 | 使い残しがある場合は，その使い残しについて贈与税課税。受贈者死亡の場合は贈与税非課税 |
| 贈与者の死亡 | 口座に係る契約途中に贈与者が死亡した場合，金銭等の拠出額から結婚・子育て資金の支出額を控除した残額について相続財産に加算（２割加算については対象外） |

**3.直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の延長・拡充**

贈与者が，受贈者名義の教育資金口座に，教育資金を一括して拠出した場合，この資金について，子・孫ごとに1,500万円までを非課税とするもの（学校等以外に支払う金銭については，500万円を限度。未使用残額は贈与税課税）。

教育資金には，入学金，授業料，入園料，保育料や学用品購入費，学校給食費などの費用が該当する。

**主な改正内容**

**①適用期限** ：平成31年3月31日まで延長

**②対象範囲** ：通学定期券代，留学渡航費等を教育資金の対象に追加

**③手続の簡素化** ：金融機関への領収書等の提出について，領収書等の記載金額が1万円以下，かつ年間支払金額24万円までのものは支払先・金額等を記載した明細書とすることが可能（平成28年以後の提出分から）

**4.事業承継税制（非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度）**

後継者である受贈者「経営承継受贈者」が，贈与により，経済産業大臣の認定を受ける非上場会社の株式等を先代経営者である贈与者から一定数以上取得し，その会社を経営していく場合には，その経営承継受贈者が納付すべき贈与税のうち，その非上場株式等（発行済議決権株式総数の2/3まで）に対応する贈与税の納税が猶予される。

**主な改正内容**

経営贈与承継期間経過後（贈与税の申告期限の翌日以後5年経過後）に，経営承継受贈者が次の後継者にその非上場株式等を贈与した場合，その次の後継者がその非上場株式等に係る贈与税の納税猶予制度の適用を受けるときは，猶予税額が免除される。